

# 週刊 企業経営

# WEB MAGAZINE マガジン

発行  
**AERTS GROUP**

アーツ税理士法人  
アーツ公認会計士事務所

## ネットジャーナル 要旨

Weeklyエコノミスト・レター 2009年4月3日号

金融政策・市場の動き(4月)

～株式市場は4-6月に業績相場に突入できるか

経済・金融フラッシュ 2009年4月3日号

ロンドンG20(4/1-2):2010 年末、2%成長をコミット

## 経営 TOPICS 抜粋

統計調査資料

第 115 回中小企業景況調査(2009 年1-3月期)

## 経営情報レポート 要約版

中小企業でもすぐにできる

メンタルヘルス対策

## 経営データベース

ジャンル:経営実務 サブジャンル:IPO(株式公開)

株式公開のメリットとデメリット

社内管理体制の整備

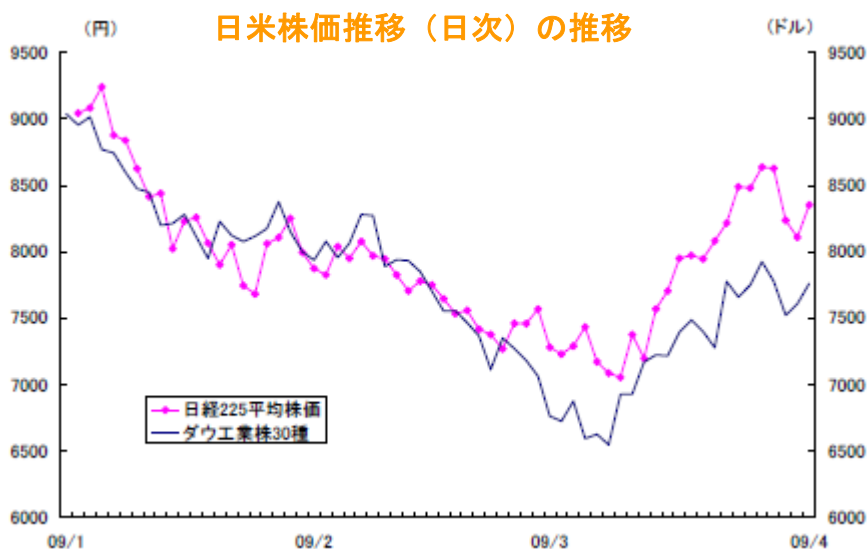


# 金融政策・市場の動き（4月）

～株式市場は4-6月に業績相場に突入できるか

## 要 旨

- 1** 世界的に金融株を中心に株価全体が戻り始めており、3月危機はどこにあったのかといわんばかりの株価上昇となっている（表紙図表）。強気相場の開始なのか、それとも一時的な楽観論の強まりなのか。4-6月期間は1-3月の最悪の経済統計の発表、企業決算、GM、ストレステストの結果などたくさんのイベントをこなしながら、悪材料出尽くしとなるのか、最悪の経済動向という現実には再び引き戻されるのか、重要な局面となる。
- 2** （日銀金融政策）3月短観を受け4月30日の展望レポートは09年度成長率などが大きく下方修正されるだろう。ただし回復シナリオは維持されると読む。金融政策が今後も危機対応で動く点は変わらない。
- 3** （長期金利）各国巨額財政支出で国債の格下げ懸念が出ているが、金融システム不安、景気後退、デフレ懸念を追い風に、新年度入り後も消去法的に長期国債への資金流入は継続。国内長期金利の低位安定基調に変化なし。
- 4** （為替）ドル高・円安の流れは一服し、方向感がつかみにくい展開が続く。米国での金融不安や景気悪化に対して不安はぬぐえず、今後もドル高、ドル安の一方方向のトレンドは出にくい状況が続く。



「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

# ロンドンG20（4/1-2）： 2010年末、2%成長をコミット

## 要 旨

### 1 ロンドン G20

ロンドン G20 が 2 日開かれた。先般の G20 財務相・中央銀行総裁会議の成果を踏まえて、マクロ政策対応、金融規制・監督のあり方、国際金融機関の改革、保護主義の回避などについて議論された。

宣言では 2010 年末までに、世界経済の成長率を 2% に回復させるために、「あらゆる行動をとる」ことで一致、計 5 兆ドルの協調した財政出動で世界の成長率を 4% 分押し上げ、何百万人の雇用を維持・創出を目指すとの決意を示した。

さらに保護主義の拡大を許さない姿勢も強く確認された。新興国や途上国の成長を支援するために、IMF などの資金力を大幅に強化すること、危機再発を防ぐため金融規制強化でも一致した。

G20 前には財政政策、金融規制強化などを巡り米国と欧州諸国、また IMF 強化などで新興国と先進国の意見の違いが報じられていたが、結果としては米国が対立よりも協調を重視し、多くの点で「世界協調が演出」できている。

ただし、保護主義阻止、ヘッジファンドなどへの金融規制強化は総論での合意が得られたが、今後、各論に入る中で、意見の違いが明らかになってくるだろう。実現にはまだ超えなければならない山が高そうだ。

またもうひとつ今後問題となりそうな点が明らかになった。

ロシアと中国は、G20 前に、国際通貨基金(IMF)の特別引き出し権(SDR)を新たな基軸通貨として採用することを提唱し、これに対して米国や欧州が反対していた。G20 では米ドルの基軸通貨としての役割は結局議論(表には出てこなかった)されなかったが、米国などは中国などに配慮し、IMF の出資比率の見直しを 2 年前倒しで行うことを合意している。

今後も権限強化を急ぐ中国、ロシアは揺さぶりをかけてくるだろう。米国の双子の赤字が問題になる局面で、「基軸通貨ドル」に対して中国、ロシアがどのような見解を示してくるか、市場の注目が集まるといことがたびたびおきそうだ。

### ロンドン・サミット首脳コミュニケ（骨子）

- 世界的な危機には世界的な解決策が必要。市場原理、効果的な規制および強力な世界的な機関に基づく開放的な世界経済が重要。
- 本日の会合の合意により、IMF 資金を 7500 億ドルに 3 倍増、2500 億ドルの特別引き出し権(SDR)新規配分を支持、国際開発金融機関による 1000 億ドルの追加的貸付を支持、2500 億ドルの貿易金融支援を確保、最貧国向け譲許的貸付のため IMF 保有金売却益を活用。全体として信用と成長および雇用を回復させるための 1.1 兆ドルのプログラムを構成。これは、各国がとっている措置とあわせ、前例のない規模の回復のための世界プランとなる。

● 経済産業省 2009年4月1日公表

# 第 115 回中小企業景況調査

## (2009年1-3月期)

### 調査結果のポイント

中小企業の業況は、急速に悪化している。

全産業の業況判断DIは、マイナス幅が拡大した。( 42.0 50.0 )

産業別にみても、製造業、非製造業ともにマイナス幅が拡大した。

これら3つの業況判断DIは、季節調整を開始した1994年以降で最悪となった前回の値を更新した。

#### <トピックス>

当調査において中小企業に聴いている「今期直面している経営上の問題点」について、前年同期のものと比較を行った。製造業における第1位は、2008年1-3月期では「原材料価格の上昇」であったが、2009年1-3月期では「需要の停滞」となっている。

#### [調査要領]

- (1) 調査時点 平成21年3月1日時点
- (2) 調査方法 全国の商工会、商工会議所の経営指導員、及び中小企業団体中央会の調査員による聴き取り
- (3) 調査対象 中小企業基本法に定義する、全国の中小企業

	調査対象企業数		有効回答企業数		有効回答率 (%)
製造業	4,789	( 25.2 )	4,606	( 25.3 )	96.2
建設業	2,550	( 13.4 )	2,439	( 13.4 )	95.6
卸売業	1,285	( 6.8 )	1,209	( 6.6 )	94.1
小売業	5,032	( 26.5 )	4,803	( 26.4 )	95.4
サービス業	5,337	( 28.1 )	5,124	( 28.3 )	96.0
合計	18,993	( 100.0 )	18,181	( 100.0 )	95.7

- (4) その他 毎年4-6月期に、過去に遡って季節調整値の再計算を行っている。日本標準産業分類第12回改定(2008年4月適用)に伴い、第112回(2008年4-6期)の調査より業種区分を改定している。また、過去のデータについても新業種区分により再集計を行い、遡及改定を行っている。

# 1. 業況判断DI

## (1) 全産業

2009年1-3月期の全産業の業況判断DIは、50.0(前期差 8.0ポイント)となり、12期連続してマイナス幅が拡大した。

## (2) 製造業

製造業の業況判断DIは、55.0(前期差 12.2ポイント)となり、9期連続してマイナス幅が拡大した。

製造業の14業種のうち、食料品で28.8(前期差0.2ポイント)、印刷で51.1(前期差0.2ポイント)とマイナス幅が縮小したものの、輸送用機械器具で80.9(前期差29.9ポイント)、電気・情報通信機械・電子部品で78.2(前期差24.5ポイント)、金属製品で70.4(前期差22.4ポイント)など12業種でマイナス幅が拡大した。

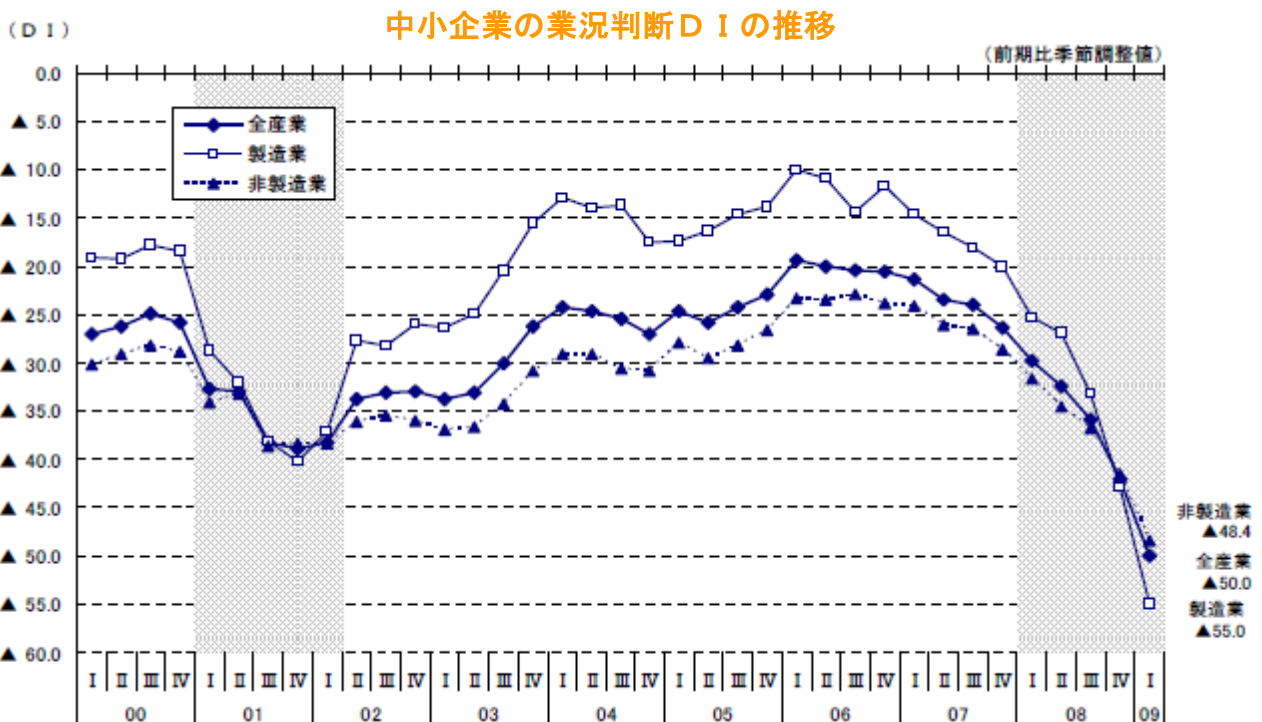
## (3) 非製造業

非製造業の業況判断DIは、48.4(前期差6.9ポイント)となり、10期連続してマイナス幅が拡大した。

産業別にみると、サービス業で46.7(前期差9.0ポイント)、卸売業で47.0(前期差7.4ポイント)、建設業で47.3(前期差7.2ポイント)、小売業で51.7(前期差5.8ポイント)とマイナス幅が拡大した。

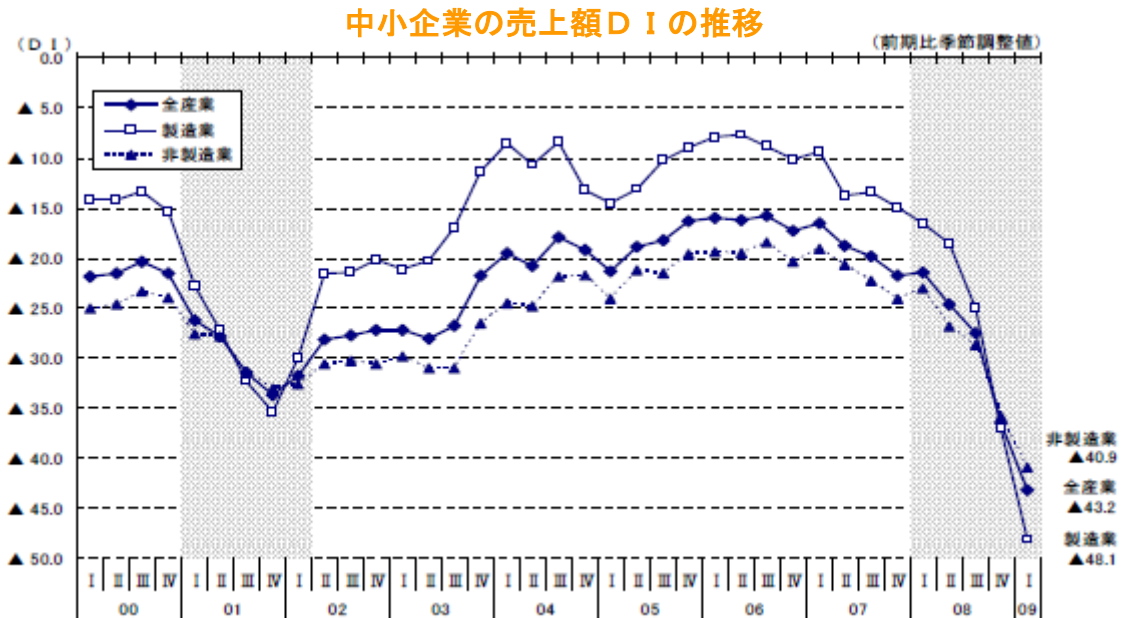
サービス業の内訳では、対事業所サービス業、飲食・宿泊業、対個人サービス業、情報通信・広告業のすべての業種でマイナス幅が拡大した。

(注)「対個人サービス業」は、洗濯・理容・美容・浴場業、自動車整備業、物品賃貸業等の10業種。「対事業所サービス業」は、道路貨物運送業、倉庫業、廃棄物処理業等の10業種。



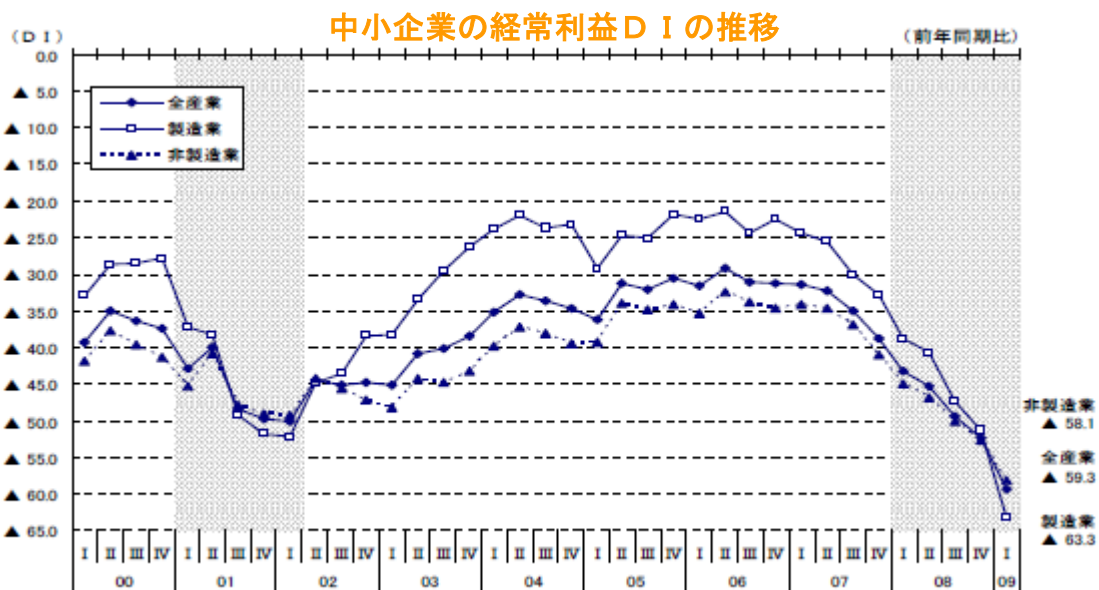
## 2. 売上額DI

全産業の売上額DIは、43.2（前期差 6.7 ポイント）とマイナス幅が拡大した。産業別にみると、製造業で 48.1（前期差 11.1 ポイント）、非製造業で 40.9（前期差 5.1 ポイント）とマイナス幅が拡大した。



## 3. 経常利益DI

全産業の経常利益DI（「好転」 - 「悪化」、前年同期比）は、59.3（前期差 7.0 ポイント）とマイナス幅が拡大した。産業別にみると、製造業で 63.3（前期差 12.1 ポイント）、非製造業で 58.1（前期差 5.5 ポイント）とマイナス幅が拡大した。



「第115回中小企業景況調査(2009年1-3月期)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

# 中小企業でもすぐにできる メンタルヘルス対策

## ポイント

- 1 なぜメンタルヘルスが社会問題化しているのか
- 2 どんな症状がメンタルヘルス不全に該当するか
- 3 不全発生をどのように未然防止するか
- 4 早期発見方法とその対応法

### <参考文献>

- 『人事・総務担当者のためのメンタルヘルス読本』 鈴木安名 著 ILS Paperbacks
- 『ビジネススクールで教えるメンタルヘルスマネジメント入門』 佐藤隆 著 グロービス経営研究所

# 1 なぜメンタルヘルスが社会問題化しているのか

ここ数年、メンタルヘルスやメンタルヘルス不全という言葉をよく耳にします。

また、うつ病による自殺や過労死も社会問題として大きく取り上げられるようになってきました。

本情報レポートでは、中小企業が社員のメンタルヘルスについて、どのように配慮したらよいか、社員が活力を持って仕事に取り組めるような労働環境をどのように整備したらよいかについてまとめます。

## ■ メンタルヘルス・メンタルヘルス不全とは

メンタルヘルスとは、文字通り「心の健康」や「精神衛生」のことを意味します。

メンタルヘルス不全には、「精神疾患や自殺」などの重度の不全と、不安・緊張・イライラ・不応・意欲の低下・作業能率の低下・労務の不完全な提供・対人トラブルなどの軽度のものも含まれます。

## ■ なぜ、メンタルヘルスが社会問題になっているのか

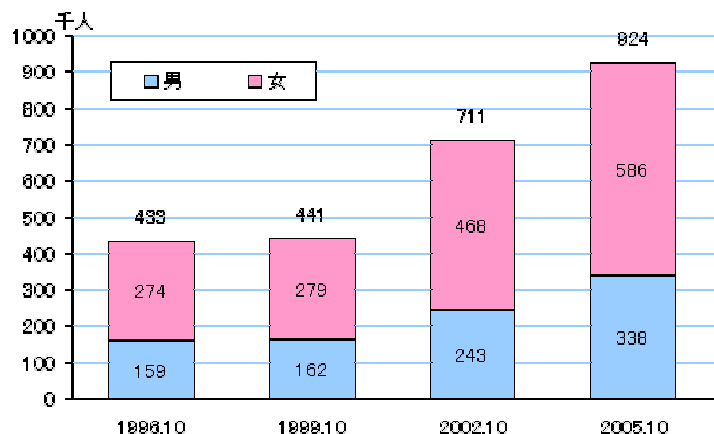
80年代以降は、IT化が産業全体に普及し、多くの産業で生産性が向上しました。その後、バブルの崩壊を迎え合理化の号令のもと人員削減が増加し、また仕事の進め方の大きな変化に対応できない職場不応が顕在化するようになりました。

そして、「過労死」や「メンタル不全による自殺」が大きな社会問題として認識されるようになりました。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では平成12年8月に「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」を発表しました。その後もメンタル不全の社会現象は減少せず、厚生労働省は更に平成18年3月に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を発表し、「事業者が、各事業場の実態に即した形で、メンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むことが望ましい。」と企業に対するメンタルヘルス対策を呼びかけました。

実際にメンタルヘルス不全の代表例である「うつ病」について見ると、1996年に43.3万人であった患者は、1999年には44.1万人と微増でしたが、その後、2002年には71.1万人、2005年には92.4万人と6年間で2倍以上へと急激に増加しています。

## ■ うつ病・躁うつ病の総患者数





## 2 どんな症状がメンタルヘルス不全に該当するか

企業としてのメンタルヘルスに対する対応策を検討する前に、まずはメンタルヘルス不全にはどのようなものがあるかを理解しておくことが大切です。

### ■ メンタルヘルス不全の類型

メンタルヘルス不全には、直ちに医師の診断を必要とすべきケースもあります。

企業の安全配慮義務として、医師の健康診断を仰ぐことが望ましい疾病として「うつ病」と「統合失調症」があります。

### ■ うつ病

うつ病かどうかは専門医がしっかり診断しなければわからない病気ですが、以下のような特定の症状が伴います。

- |             |            |
|-------------|------------|
| ①抑うつ気分      | ⑥易疲労性・気力減退 |
| ②興味・喜びの減退   | ⑦罪の意識・無価値感 |
| ③食欲低下と体重の増減 | ⑧集中力減退     |
| ④不眠または過眠    | ⑨希死念慮      |
| ⑤焦燥・制止      |            |

### ■ 統合失調症

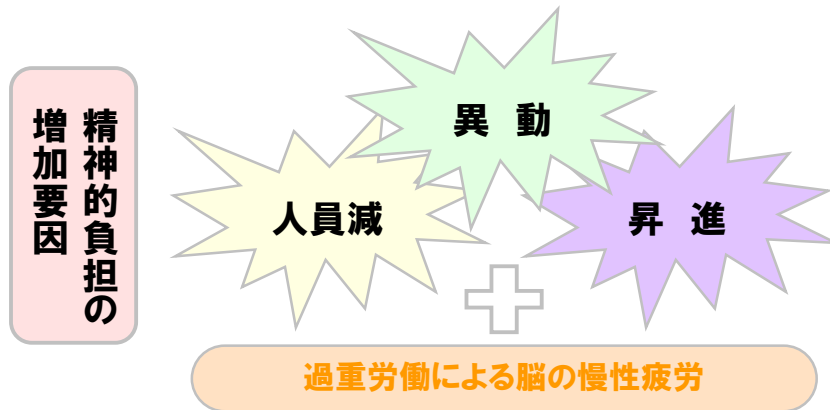
統合失調症の主な症状は、妄想と幻覚です。具体的には以下のような症状が見られます。統合失調の原因は不明です。

- |                            |
|----------------------------|
| ①被害妄想（人に笑われていると思い込む）       |
| ②追跡妄想（見張られていると思い込む）        |
| ③関係妄想（悪口を言われていると思い込む）      |
| ④血統妄想（偉い人の生まれ変わり信じ込む）      |
| ⑤思考化声（自分の考えが聞こえる）          |
| ⑥妄想知覚（見たことや聞いたことを妄想的に解釈する） |
| ⑦作　　為（人に命令させられていると思い込む）    |
| ⑧幻　　聴（声が聞こえる）              |

### ■ うつ病発生のメカニズム

うつ病がどのようにして発生するのはよくわかりませんが、長時間労働をはじめとした過重労働で脳が過労状態になり、各種の精神的負荷がかかる出来事が加わって発症すると考えられています。

しかし、これらの出来事がなく、過重労働だけでも自然に発症するケースも多く見られます。



### ■ うつ病になりやすいタイプの社員

うつ病になりやすい社員の性格の傾向として6つの類型が挙げられます。このような特性を持つ社員には日頃からケアが必要です。

危険生活習慣傾向	暴飲暴食や深夜までのカラオケなどの娯楽を手っ取り早い「ストレス解消法」とします。本人は意外とストレスに無自覚です。
消極傾向	何か煩わしいことがあるとき、積極的な問題解決行動をとらず、問題から回避し、閉じこもってしまう傾向です。回避することもストレスに対する対処行動の一つですが、問題そのものを先送りするだけになってしまいます。
漂流傾向	人の意見に左右されがちな人で、本当は異なる考えを持っていても迎合してしまいます。
焦燥傾向	何でもセカセカと早くやらないと気がすまない人です。その割には効率が上がっていないことも特徴です。
神経質傾向	先行きを心配しがちな人です。用心深いことは欠点ではありませんが、習慣化すると心配する必要のないことまで悩むクセがついてしまいます。
孤高傾向	人間関係に煩わしさを感じ、何でも一人でやってしまいます。プライドが高く、孤立していることに美学のようなものを感じています。

### 3 不全発生をどのように未然防止するか

メンタルヘルス対策は大別すると3つになります。

- ①メンタルヘルス不全が発生しないような環境を作る
- ②メンタルヘルス不全を早期に発見しケアする
- ③万が一発生してしまった場合のケア対策を万全にする

の発生後の対応法に力を入れることよりも、の発生防止と、の早期発見の対策に力を入れることのほうが重要であり、企業にとっても社員にとってもよい対策になります。

また、多くの費用をかけて、相談室、コールセンターなどを設置することが必ずしも効果を上げるとは限りません。

本章では、中小企業が「コストをかけずに」「効果を上げる」ことができるメンタルヘルスケア発生防止対策についてまとめてみます。

#### ■ 1 | 発生防止への2つのアプローチ法

メンタルヘルス不全が発生しないような労働環境整備を行うことが最も重要です。労働環境整備には、「会社全体として取り組むべき」とこと、「現場単位で取り組むべき」とことがあります。最初に会社全体として取り組むべきことを解説します。

#### ■ 2 | 会社全体で取り組むべき予防対策

##### ■ 社員の労働状況を把握する

予防対策で最も重要なことは、労働時間の適正化です。メンタルヘルス不全発生の最大要因は過重労働です。

社員一人ひとりの労働時間管理をしっかりと行い、時間外労働が多い社員については、業務負荷がどの程度かかっているか、その要因は何かを把握し、業務分担体勢の見直し、人員配置の適正化を行うことを図ることが大切です。

これが、メンタルヘルス不全を未然に防止するための第一歩となります。

##### ■ 社内チラシ、ポスターで情報を発信する

メンタルヘルスに関して、社員がセルフチェック、セルフケアができるように情報提供をします。自分の心の健康状態をチェックして、不全状態に陥らないために自分でどのように対処したらよいかを知っておくことは、社員にとって役に立ちます。

これは、紙の配布、貼り出しでなくても、メール、社内イントラネット上での情報発信でも構いません。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

# 企業経営 Q&A ①

ジャンル: 経営実務 > サブジャンル: IPO(株式公開)



**株式公開のメリットとデメリット**  
株式公開におけるメリットとデメリットを教えてください。



株式公開はIPO (Initial Public Offering)とも呼ばれ、創業者など関係者だけが株を保有している状況だったのを、株の保有と流通を一般に公開するということです。  
一般的には株式公開は証券取引所などに上場することを指します。

株式公開にはメリットと、注意しなければならない点があります。

代表的なメリットは以下のとおりです。

- ① 株式公開により長期的な安定資金が調達でき、経営の安定化につながる。
- ② 知名度アップにより社員のモラルアップと優秀な社員を採用することが可能となる。
- ③ 経営管理体制の強化になる。
- ④ ストックオプションなどインセンティブの導入により会社業績の向上意識を醸成することができる。
- ⑤ オーナーは株式公開の株式売却により創業者利益を得ることができる。

一方で注意しなければならない点(デメリット)は以下のような項目になります。

- ① M&Aや株式の投機的取引の対象になる危険性がある。
- ② 公開により株式の流通性が高まり株式事務の負担が増える。
- ③ 決算発表や有価証券報告書等の提出といった企業内容の開示が必要となり事負担が増大する。

## 企業経営 Q&A 2

ジャンル: 経営実務 > サブジャンル: IPO(株式公開)



### 社内管理体制の整備

株式を公開する企業の社内管理体制の整備について教えてください。



株式を公開する企業は、個人企業に見られるような属人的な経営から脱却し、組織的な経営がなされていることが必要となります。

そのためには社内管理体制の整備が必要になります。

社内管理体制の整備事項としては次のようなものがあげられます。

- ① 内部牽制組織と業務分掌の整備
- ② 職位・職務分掌の明確化
- ③ 管理部門の人員充実
- ④ 社内諸規定の整備
- ⑤ 利益計画の作成と予算統制の実務
- ⑥ 会計管理制度の整備
- ⑦ 内部管理（販売、購買、在庫、生産、資産、固定資産）の整備
- ⑧ 内部監査の実施

株式を公開した後は、誰が株主になるか予想がつきませんし、社会的責任も大幅に増加します。また、自社の経営状況も、有価証券報告書や決算短信などで適時に開示することが義務付けられます。

従って、これらに対応するための社内管理体制を検討する必要があります。

具体的には、株主対策や株主総会対応については総務部で、有価証券報告書などの財務的な対応については経理部で、企業が自主的に行うIRなどについては広報部や経営企画部などで分業とするのが一般的です。

上記の社内管理制度の項目は最低限整備すべき事項です。この基本的管理水準の指標となるものは明確ではなく、会社にとっては判断しづらい分野となりますので公開準備に精通した専門家のアドバイスが有効です。

これらの社内管理制度の項目は最低限整備すべき事項です。この基本的管理水準の指標となるものは明確ではなく、会社にとっては判断しづらい分野となりますので公開準備に精通した専門家のアドバイスが有効です。